

第 106 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 26 年 9 月 16 日（火） 正午

場 所 日本商品委託者保護基金 会議室

議 案

第 1 号議案 会員の加入について

第 2 号議案 平成 27 年度税制要望（案）の一部修正について

そ の 他

以 上

会員の加入について

1. 加入申請者

- ・ 商 号 プレミア証券株式会社
- ・ 住 所 東京都中央区日本橋小網町9番3号
- ・ 資本金 3億4,299万9千円（平成26年3月末）
- ・ 設 立 平成17年1月

・ 本会に対する会員代表者

三日市 理（みっかいち さとる） 代表取締役社長

・ 取引等の受託の取次ぎを行う商品市場

東京商品取引所 貴金属市場
石油市場
中京石油市場
ゴム市場
農産物・砂糖市場

・ 取次先商品先物取引業者：楽天証券株式会社

2. 主な役員（敬称略）

- (1) 三日市 理（みっかいち さとる） 代表取締役社長
(2) 戸 崎 正次郎（とさき しょうじろう） 取締役

3. 加入予定日

理事会において承認された年月日（平成26年9月16日）

以上

平成27年度税制要望（案）の一部修正について

先般、東京商品取引所（市場構造研究所）が、非居住者の国内設置サーバーに係る課税関係について東京国税局に照会したところ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税から国際課税原則が総合主義から帰属主義に改められ、コンピュータ・サーバーは恒久的施設（PE ; Permanent Establishment）にあたるが、「利得はPEに帰属しない」こととなるため、「一般論としては、非居住者が国内に設置したサーバーを経由して国内市場で自動発注等の方法により取引を行う場合は課税されないケースになると考えられる」旨の回答を得た。

このことを踏まえ、平成27年度税制要望（案）のうち、以下の要望は削除することとする。

Ⅱ. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が国内で所有又は賃借する発注サーバーを恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

以 上

平成 27 年度税制改正要望（案） 概要

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等、幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認めること。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

（以下の要望項目は削除）

II. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が国内で所有又は賃借する発注サーバを恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

以 上